

障害のある学生支援に関する基本方針

跡見学園女子大学（以下、「本学」という。）は、学ぶ意欲と能力を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに教職員一同がすべての障害のある学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的支援に努める。

（障害の定義）

1. この基本方針でいう『障害』とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、精神障害、その他の心身の機能障害をいう。

（障害のある学生の定義）

2. 障害のある学生とは、心身に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、障害および社会的障壁（制度、慣行、観念、事物等）により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

（機会の確保）

3. 本学が学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

（教育方法等）

4. 本学教職員は、障害のある学生に対して、必要かつ適切な情報保障やコミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価、および心理面・健康面における合理的配慮を行う。

（合理的配慮）

5. 前々項および前項でいう合理的配慮とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、本学において障害のある学生が教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、かつ本学に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（支援の申し出）

6. 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害のある学生本人から申し出ることができる。支援の申し出先は、入試部入試課、学生サポートセンターとする。

（調整の仕方）

7. 障害のある学生の支援における権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

（支援体制）

8. 障害のある学生に対して、専門知識・技能を持って対応できる支援体制を確保し、学内関係組織との連携を図る。また、学生・教職員に対し、障害のある学生の支援に関する理解促進・意識啓発を積極的に行う。

（支援の実施）

9. 障害のある学生の利用を想定して事前に行う環境整備を基礎として、障害のある学生に対し、その状況に応じて個別に必要なかつ適切な合理的配慮を行う。障害の状況の変化等に応じて、提供する合理的配慮の見直しを適宜行う。

（情報公開）

10. 障害のある入学志願者や在学生に対する、大学全体としての受け入れ姿勢・修学に関する支援の方針を明確化し、広く社会に情報を公開する。

附則

この方針は、平成31年 4月 1日から施行する

学生支援室

学生支援室では障害のある学生への修学支援を行っています。



障害のある学生支援に関する基本方針 ※詳細は右記二次元バーコードをご参照ください。

跡見学園女子大学は、学ぶ意欲と能力を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに教職員一同がすべての障害のある学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的に支援に努めます。合理的配慮とは、障害のある学生がほかの学生と平等に教育を受けることができるように、本学が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。

申請から正式な配慮の依頼がなされるまで約 1 か月程度 の期間を要します。

春学期の支援をご希望の方：**4月初旬**までの申請をおすすめします

秋学期の支援をご希望の方：**9月中旬**までの申請をおすすめします

＜お問い合わせ先＞

支援を希望する **学生ご本人** からの申請が必要です。



はじめて申請される方



お問い合わせ先
＜学生課＞



d-gakuse@mmc.atomi.ac.jp



再申請される方

※学期ごとに申請が必要です



お問い合わせ先
＜学生支援室＞



d-shien@mmc.atomi.ac.jp



 はじめて利用する方（学生課にお問い合わせください）

月～金 9：00－16：30

土曜日 9：00－12：30

学生課メールアドレス

d-gakuse@mmc.atomi.ac.jp

学生支援室メールアドレス

d-shien@mmc.atomi.ac.jp